

東洋町教育振興基本計画

平成26年3月

東洋町教育委員会

はじめに

東洋町は、高知県の東端に位置し、徳島県海陽町に隣接した少子高齢化と過疎の町です。海陽町とは、古くから交流が盛んで、医療と高等教育の大半を海陽町に依存しており、結婚や就職についてもその傾向が強く、海陽町の経済圏として組み込まれている状況です。

高等教育につきましては、本町の中学卒業生の半数が海部高校に入学し、残りの半数が高知県内の高等学校に入学しており、現在もその傾向は変わっておりません。

また、父母の職場が海陽町であったり、海陽町に祖父母が在住している等の状況があった場合、送迎の利便性や保育制度の有利性から、広域保育の制度によって海陽町の保育園に入園することがあり、また、卒園後は、ほとんどの児童・生徒が区域外就学の制度によって、海陽町の小中学校に入学するという現状があります。

一方、町内に於いては家庭や児童生徒の事情によって、毎年、数名の保護者から就学校の変更届が提出され、学校を変更している現状があります。

少子化が進み、児童生徒が大幅に減少する中で、一定の条件のもとに区域外就学や就学校の変更が承認されることから、野根中学校では在校生が激減しており、在校生の減少が更に就学校の変更に繋がるという悪循環が続き、中学校の統廃合問題に発展する大きな課題の一つとなっております。

学校の変更には様々な理由があり、抜本的な解決策を確立するということは非常に困難ではありますが、それぞれの学校が、「子どもたちが通学したい・保護者が行かせたい」と思えるような『魅力的な学校づくり』をめざし、実効性のある対応を早急に検討しなければなりません。

目 次

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画期間 2

第2章 東洋町の教育をめぐる現状と課題

- 1 人口減少と少子高齢化の進行 3
- 2 小中学校等の現状 4
- 3 学校施設の現状と課題 7
- 4 学力の現状と課題 8
- 5 社会教育の現状 12

第3章 基本構想

- 基本構想体系図 13
- 1 基本理念 14
- 2 基本目標 14
- 3 基本方針 14

第4章 基本計画

- 基本計画体系図 17
- 1 子どもの基礎学力の定着と向上 18
- 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 18
- 3 就学前教育と小学校・中学校の連携 19
- 4 家庭・学校・地域の連携立 19
- 5 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成 20
- 6 学校力・教職員力の向上 21
- 7 安全で安心な学校づくりの推進 21

参考資料

- 1. 実施計画書 22

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、社会情勢の急速な変化の中、当町においても、「家庭・地域教育力の低下」や「地域住民としての意識の希薄」など教育に関わる課題が多数存在しています。これらの課題は教育分野への影響のみならず、地域社会の形成、創造にまで及ぶ要素でもあり、これらに対応した教育行政のあり方が求められています。

こうした状況を受け、平成18年12月に教育基本法が改定され、国は、教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について基本的な計画を定めることとなり、地方公共団体においても計画を定めるよう努めなければならないことが規定されました。

この規定に基づき、国は平成20年7月に教育振興基本計画を策定し、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿と、5年間の施策等を示しました。高知県教育委員会においても、平成21年9月に今後10年間を見通した中長期的な計画として高知県教育振興基本計画を策定しました。

このような状況を踏まえ、当町における課題の把握、教育施策・組織の現状を再認識し、目指す教育の方向性を明らかにするとともに、その実現に向けて取り組む教育振興施策の基本的な計画として、「東洋町教育振興基本計画」を策定するものです。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置付け

本計画は、高知県教育振興計画を参酌し、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、当町の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めるものです。

3 計画期間

この計画は平成26年度を初年度として平成30年度までの5カ年計画とします。

第2章 東洋町の教育をめぐる現状と課題

1 人口減少と少子高齢化の進行

近年、全国的に過疎化及び少子高齢化が叫ばれていますが、当町のその例外ではなく、平成22年度国勢調査時に総人口2,947人となっています。

年齢層別に見ると、年少人口（14歳以下）が261人で8.9%となっており深刻な少子化の減少が見られます。生産年齢人口（15歳～64歳）は1,491人で50.6%と緩やかな減少にとどまっていますが、老年人口（65歳以上）については1,195人で40.5%となっており年々高齢化が加速していることが見て取れます。

少子高齢化に伴い、過疎化が進んでいる当町においては、集落機能の維持が困難な地域が見られたり、経済活力や地域力の更なる減退が懸念されており、このような現状に対応した社会・経済システムの再構築が求められています。

【人口の推移（国勢調査）】

調査年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		人数	%	人数	%	人数	%
昭和55年	4,943	989	20.0	3,152	63.8	802	16.2
昭和60年	4,708	863	18.3	2,984	63.4	861	18.3
平成2年	4,413	656	14.9	2,722	61.7	1,035	23.4
平成7年	4,068	549	13.5	2,423	59.6	1,096	26.9
平成12年	3,744	449	12.0	2,082	55.6	1,213	32.4
平成17年	3,386	373	11.0	1,803	53.3	1,210	35.7
平成22年	2,947	261	8.9	1,491	50.6	1,195	40.5

2 数値データで見る小中学校等の現状

① 小学校児童数（平成25年4月1日現在）

甲浦小学校の児童生徒数43名、野根小学校の児童生徒数40名、合計83名であり、甲浦小学校では2年生と3年生、野根小学校も1年生と2年生が複式学級で勉強しています。

複式学級の場合、同じ教室で2つの学年の授業を1人の教員が同時に行うものであり、授業を受ける児童達にとっても授業を担当する教員にとっても異常な状況であります。

また、通常の場合は6クラスですが、複式であるために5クラスとなり、1クラス少ないために配置される教員数も少ないので学校の運営上でも支障の出る場合があります。

② 中学校生徒数（平成25年4月1日現在）

甲浦中学校の生徒数35名、野根中学校の生徒数10名、合計45名であり、野根中学校では1年生と2年生が複式学級で勉強しています。

複式学級の課題につきましては、小学校の部分に記載したとおりですが、中学校での複式学級につきましては、高校受験を控えて非常に厳しいものがあります。

小学校生徒数（野根小学校1・2年生、甲浦小学校2・3年生が複式学級）

区分	甲浦小学校			野根小学校			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1年生	5	4	9	2	4	6	7	8	15
2年生	4	0	4	2	1	3	6	1	1
3年生	0	3	3	3	7	10	3	10	13
4年生	3	3	6	2	2	4	5	5	10
5年生	9	4	13	3	6	9	12	10	22
6年生	3	5	8	8	0	8	11	5	16
総数	24	19	43	20	20	40	44	39	83

中学校生徒数（野根中学校1・2年生が複式学級）

区分	甲浦中学校			野根中学校			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1年生	4	4	8	1	0	1	5	4	9
2年生	5	7	12	3	2	5	8	9	17
3年生	9	6	15	2	2	4	11	8	19
総数	18	17	35	6	4	10	24	21	45

③ 進学先別生徒数（平成25年4月1日現在）

本町では、中学卒業生の半数が徳島県の高校へ進学し、半数が高知県内の高校へ進学する傾向があるため、両県の高校に対応した入試勉強をしなければならないので、他市町村の中学校より生徒や教師の負担が大きい。

進学先	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	計
高知県高校	6	13	13	11	10	14	11	10	6	143
徳島県高校	17	17	10	8	11	10	18	15	8	155
合計	23	30	23	19	21	24	29	25	14	298

④ 今後の児童生徒数の推移予測

現在、小学校の児童総数は83名、中学校の生徒総数が45名で、児童生徒数の合計は128名です。今後、本町に住所を有する0歳から6歳未満の幼児が、それぞれの住所地の小学校や中学校に入学するものとして、各小中学校の児童生徒数を推計しました。

5年後における全児童生徒数の合計は105名であり、23名の減少となります。ただし、この人数は他市町村への区域外就学がないものとして推計したものでありますから、区域外就学の制度によって町外の学校へ転出する児童生徒がいた場合は、更に町内の児童生徒数は減少することになります。

今後、本町における出生率が飛躍的に向上する見込みはありませんし、他市町村から子ども連れで転入する家庭が飛躍的に増加することも考えられませんので、区域外就学者が出ないような学校づくりが急務である。

	甲浦 小学校	野根 小学校	小学校 合計	甲浦 中学校	野根 中学校	中学校 合計	総合計
平成25年度	43	40	83	35	10	45	128
平成26年度	43	36	79	28	14	42	121
平成27年度	46	30	76	30	18	48	124
平成28年度	47	27	74	28	21	49	123
平成29年度	49	19	68	23	23	46	114
平成30年度	55	20	75	13	17	30	105
平成31年度	52	18	70	16	19	35	105

※上記の推測は、現在出生している幼児全員は住所地の小学校に入学し、小学校全員が所在地の中学校に入学する場合を想定している

⑤ 町内に住所を有する幼児数

本町に住所を有する0歳から6歳未満の幼児数は70名であり、6年間の平均出生数は約11名となっています。本町には小学校が2校あるので、単純に平均入学者数を算出すると、1校当たり5名～6名となり、将来的には単独の学級編成が困難となり、2校共に複式学級が増えることが予測されます。

区 分	甲 浦 地 区			野 根 地 区			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~1歳(31年)	1	5	6	2	2	4	3	7	10
1~2歳(30年)	4	6	10	2	2	4	6	8	14
2~3歳(29年)	2	3	5	1	1	2	3	4	7
3~4歳(28年)	2	5	7	0	1	1	2	6	8
4~5歳(27年)	6	10	16	1	2	3	2	2	4
5~6歳(26年)	5	3	8	2	2	4	7	5	12
総 数	20	32	52	8	10	18	28	42	70

() 書きの数字は小学校入学見込み年度

⑥ 保育園児の状況（町内に住所を有する園児数）

今後の小学校入学予定者数を把握することは、学校運営を考える上で非常に大切な項目であり、保育～小学校～中学校の連携を考える中で最優先課題として取り組むべき項目である。

本町に住所を有する園児の総数は42名で、そのうち町内の保育園に入園している者は39名、町外の保育園に入園している者は3名です。

町内に住所を有する幼児数は70名であるが、保育園児の総数は42名であり、28名の幼児が自宅で保育している状況である。

この28名の幼児については、0歳～1歳が約10名、1歳～2歳が11名であると推測できる。0歳～2歳の保育サービスを町の保育事業として、また、生涯学習という視点からとらえて、保育サービスの充実を検討する必要があります。

保育園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
甲浦保育園	0	0	3	6	12	8	29
银杏保育園	0	3	1	1	3	2	10
小 計	0	3	4	7	15	10	39
恵の園保育所	0	0	0	0	3	0	3
合 計	0	3	4	7	18	10	42

3 学校施設の現状と課題

どの子も無限の可能性をもっており、一人ひとりの子どもの個性や特性を伸ばすためには、児童生徒の育ちゆく教育環境も重要課題の一つです。

学校施設の耐震化など安全で安心な学校づくりが必要でありますし、未来を託す子ども達の成長には、快適な教育施設としての改修や整備も必要です。

本町の教育施設の耐震工事は完了していますが、建築後30年～40年という老朽校舎の大規模整備、また、教員住宅についても建築後30年以上を経過しており、教育関係施設全般の課題として早急に取り組まなければなりません。

① 校舎等学校施設の現状

小中学校の学校施設については、新しい校舎でも建築後30年、古い校舎では40年以上を経過しております。南海・東南海地震の発生時期が確実に迫っている中、安全対策を急ぐ必要があり、24年度までに耐震工事は完了しておりますが、老朽校舎の大規模改修を計画して環境整備に取り組まなければなりません。

区 分	校 舎			体 育 館		
	建築年度	経過年数	耐 震	建築年度	経過年数	耐 震
甲浦小学校	S.55年度	33年	補強済	S.53年度	35年	補強済
野根小学校	S.43年度	45年	補強済	S.53年度	35年	補強済
甲浦中学校	S.42年度	46年	改造済	施設なし		
野根中学校	S.40年度	48年	補強済	S.49年度	39年	強度有り
区 分	給 食 棟			特 別 教 室 棟		
	建築年度	経過年数	耐 震	建築年数	経過年数	耐 震
甲浦小学校	S.54年度	34年	強度有り	施設なし		
野根小学校	H.12年度	13年	耐震済	施設なし		
甲浦中学校	施設なし			S.53年度	35年	補強済
野根中学校	施設なし			施設なし		

4 学力の現状と課題

東洋町の教育は、地域や保護者の理解と協力のもと「土佐の教育改革」と呼応して、開かれた学校づくりや基礎学力の定着、授業改善など学校と行政が一体となって取り組んできました。

その結果、教職員の意識改革や学校・家庭・地域の連携強化など評価すべき点も見られるものの「学力の二極化」や「学校教育への満足度」など、今後取り組むべき多くの課題も浮き彫りになりました。

また、学校・家庭・地域そして行政が「子育て」「親育ち」の課題意識を共有し、連携して本町の教育発展のために取り組まなければなりません。

【数値データで見る学力の現状】

全国学力テストは、小学校6年生と中学校3年生を対象として実施していますが毎回、テストを実施する年度の小学校6年生と中学校3年生を対象として実施するため、前年度にテストを受けた児童生徒の学力を追跡調査するシステムではなく、ただ単に、テストを実施する年度における小学校6年生と中学校3年生の学力と理解度を調査するだけのものです。

このため、テストを受けた児童生徒が、翌年にどの程度学力が向上し、理解力が増しているかを考察できるものではありません。

また、本町では、テストの対象である小学校6年生と中学校3年生の人数が少ないため、正答率の平均値だけで全体の学力や理解力を把握することは無理があると思われませんが、本町の学力が、全国の正答率や高知県の正答率と比較して、どの位置にあるかを知るために分析しました。

小学校の現状

平成24年度における全国学力テストの状況について分析した結果を「国語、算数、理科の相関図」として表記しています。

国語全般については、高知県の平均正答率及び全国の平均正答率よりも「高い」平均正答率となっており、知識を身につける学習については定着していると思われま

す。算数全般についても、高知県の平均正答率及び全国の平均正答率よりも「高い」平均正答率となっており、知識を身につける学習については定着していると思われま

中学校の現状

平成24年度における全国学力テストの状況について分析した結果を「国語、数学、理科の相関図」として表記しています。

国語全般については、高知県の平均正答率及び全国の平均正答率よりも国語Aは「やや高い」、国語Bは「低い」平均正答率となっており、改善をしていく必要があります。

数学全般については、高知県の平均正答率及び全国の平均正答率よりも「高い」平均正答率となっており、知識を身につける学習については定着していると思われま

【平成24年度全国学力・学習調査における全国平均との比較】

小学校	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	理 科
	高 い	高 い	高 い	高 い	高 い
中学校	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B	理 科
	やや高い	低 い	高 い	高 い	高 い

※平成24年度の調査は全国の学校から一部抽出した学校の平均正答率と比較

学 習 状 況 調 査 の 結 果

(各質問項目に対する児童生徒の割合。太字の数字は東洋町の小中学校の割合)

【朝食を毎日食べている】

区 分	東洋町	高知県	全 国
小学校	100.0	95.9	96.4
中学校	92.8	90.7	93.3

【学校のきまりを守っている】

区 分	東洋町	高知県	全 国
小学校	87.0	87.5	89.2
中学校	92.9	89.8	90.1

【いじめはどんな理由があってもいけないと思う】

区 分	東洋町	高知県	全 国
小学校	100.0	95.1	95.0
中学校	96.4	91.4	91.1

【読書が好き】

区 分	東洋町	高知県	全 国
小学校	73.9	71.5	73.0
中学校	85.8	71.0	68.8

【1日に2時間以上勉強している】

区 分	東洋町	高知県	全 国
小学校	26.0	37.2	95.0
中学校	50.0	46.1	35.7

【1日の勉強時間が30分未満】

区 分	東洋町	高知県	全 国
小学校	8.6	11.3	15.2
中学校	0.0	14.0	16.9

【家で自分で計画を立てて勉強している】

区 分	東洋町	高知県	全 国
小学校	91.3	55.2	58.3
中学校	50.0	48.1	41.8

【家で学校の宿題をしている】

区 分	東洋町	高知県	全 国
小学校	95.7	94.4	96.0
中学校	96.4	76.4	84.6

【家で学校の予習をしている】

区 分	東洋町	高知県	全 国
小学校	39.1	30.5	40.4
中学校	35.7	22.5	30.9

【家で学校の復習をしている】

区 分	東洋町	高知県	全 国
小学校	62.6	44.8	49.6
中学校	82.2	52.8	43.5

※全国の数値は、平成22年度調査の数値

② いじめの状況

当町のいじめの認知件数は、平成22年度、平成23年度は小・中学校ともに0件だったものの、平成24年度になり中学校で1件認知しています。児童生徒の健全な成長のために、いじめは重大な人権問題であるにとらえ、全ての教職員が保護者と協力しながら、いじめを見逃さず、許されないという共通認識のもと未然防止、早期発見、早期対応に努めなければなりません。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学校	0	0	0
中学校	0	0	1

③不登校の状況

不登校児童生徒数は、小学校において0人、中学校では23年度に1人、22年度、24年度は0人となっています。

不登校となっていた児童生徒についてはその要因や背景は一様でないことから、状況を把握した上で、家庭や関係機関とも十分連携しながら、学級担任だけに任せるのではなく、学校が組織的に対応していく必要があります。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学校	0	0	0
中学校	0	1	0

※不登校：欠席日数が30日以上の児童生徒

④暴力行為の状況

本町で暴力行為の発生はありません。

学校で児童生徒が安心して学べる環境を維持していくため、家庭、関係機関と連携しながら、引き続き規範意識の醸成や人間関係づくりなどを進める必要があります。

区 分	分 類	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計
小学校	先生に対する暴力	0	0	0	0
	生徒間暴力	0	0	0	0
	器物破損	0	0	0	0
中学校	先生に対する暴力	0	0	0	0
	生徒間暴力	0	0	0	0
	器物破損	0	0	0	0

5 社会教育の現況

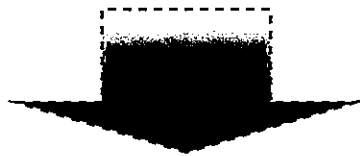
地域には、一次産業以外の就労の場が皆無に等しく、景気が低迷し農林漁業が衰退していることから、高校卒業後は、ほとんどの学生が京阪神方面に就職している状況であり、少子化や高齢化が急激に進み、核家族化や地域との関わりが希薄化しています。

このような状況の中で、子育てに悩みを持っている親への支援、放課後の子供の居場所づくり、人権教育の推進、地域リーダーの養成、生涯教育を推進し、それぞれの世代における「生き甲斐づくり」を実現するための取り組みが必要です。

基本構想体系図

基本理念

「生きる力」育む豊かな人間性の育成



基本目標

確かな学力、豊かな心、健やかな身体の育成



基本方針

1. 子どもの基礎学力の定着と向上
2. 豊かな心と健やかな身体を育む教育推進
3. 就学前教育と小学校・中学校の連携
4. 学校・家庭・地域の連携
5. 知・徳・体の連携のとれた児童生徒の育成
6. 学校力・教職員力の向上
7. 安全で安心な学校づくりの推進

第3章 基本構想

教育基本法の改正に伴う、国・県の教育振興計画の策定の趣旨や東洋町の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、平成26年度から平成30年度までの5年間で目指すべき当町の教育振興の方向性を示すものです。

1. 基本理念

どの子ども無限の可能性を持っています。一人ひとりの子どもの良さを伸ばすためには 育ちゆく環境が重要です。未来を託す子ども達の成長のために、学校・家庭・地域そして行政が課題意識を共有し、連携して東洋町の教育の発展のために取り組んでいきます。

2. 基本目標

基本理念に基づいて、激変する社会の変化に対応できる力を備えた、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成、いわゆる「生きる力」を育むことを重点として、「見える学力」と道徳心や基本的な生活習慣の確立など「見えない学力」の双方に焦点をあて、学校教育を中心に据え、家庭や地域との連携と協働に取り組むことにより、東洋町の子ども一人ひとりが自己実現できるように基本目標として取り組みます。

3. 基本方針

基本理念と基本目標に基づき、本計画期間内に取り組む教育行政の基本方針を次のとおり定めます。

(1) 基礎学力の定着と向上

個々に学んだり、学び直したりするためには、細かい指導により、基礎・基本となる力を確実に定着・向上させていく必要があります。

このため子どもたちの発達段階に応じて習得すべき基礎・基本を確実に定着向上させ、自ら考え、表現できる力を育むとともに、社会の変化に柔軟に対応できる子どもたちを育成していきます。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

「家族における親と子の関係、人と人との間近に触れあう温かい関係の中にこそ人間の感性や良心を培う原点がある」と言う認識に立ち、道徳の時間、人権学習、体験活動など全教育活動をとおして感性を拓き、豊かな心を育てます。健やかな体を育むためには運動やスポーツが好きになり運動習慣を合わせた基本的な生活習慣を身につける必要があります。体育・保健体育の充実や学校・家庭・地域が一体となった運動環境づくりを進めます。

(3) 就学前教育と小学校・中学校の連携

子どもの健やかな成長を図るために、就学前教育と小学校・中学校が互いに協力、連絡しあいながら、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた教育を行います。特に外国語活動や特別支援教育については就学前教育の段階から協力して計画的に進めます。

(4) 学校・家庭・地域の連携

地域全体で教育に取り組む気運を醸成するとともに、学校が中心となり、家庭・地域と連携協働して育てる環境づくりを進めます。

(5) 学校力・教職員力の向上

各小中学校の主体的な取り組みによる特色ある学校づくりを支援するとともに、教職員の資質と指導力の向上を図り授業改善に生かしながら、質の高い学校教育を進めていきます。

(6) 安全で安心な学校づくりの推進

安全で安心な教育環境の整備を進めるとともに、災害や犯罪から子どもを守るための防災・防犯の教育を進めていきます。

過去の南海地震は100年から150年周期で発生し、昭和の南海地震からすでに65年が経過し、その切迫度は徐々に高まっています。

また、次の南海地震は東海・東南海地震と連動して起こることで地震や津波も大きくなり、千年に一度の巨大地震となる可能性も指摘されています。東日本大震災を受けて南海地震対策を今一度検証し新たな対策を取り入れながら、抜本的な強化に全力で取り組みます。

基本計画体系図

【基本方針】

【重点施策】

子どもの基礎学力の定着と向上
学力向上対策支援事業

- ①基礎学力の定着
- ②学力検査等の分析・活用
- ③読書活動の取り組み

豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ①文化財の保護と活用
- ②地域資源を活用したふるさと教育の推進
- ③食育の推進

就学前教育と小学校・中学校の連携

- ①就学前教育と学校教育の推進
- ②支援の必要な子どもの早期発見への取り組み

学校・家庭・地域の連携

- ①地域に開かれた学校づくり
- ②社会教育と連携した地域活動

知・徳・体の連携のとれた児童生徒の育成

- ①人権教育の総合的な推進
- ②いじめ不登校対策の推進
- ③スポーツ推進と健康教育の推進

学校力・教職員力の向上

- ①教職員の研究・研修事業の充実
- ②地域に根ざした特色のある学校作りの推進

安全で安心な学校づくりの推進

- ①安全教育・防災教育の推進
- ②危機管理体制の確立

第4章 基本計画

基本構想を達成するために、今後5年間で重点施策の方向性を基本方針ごとに定めます。

(1) 子どもの基礎学力の定着と向上

① 基礎学力の定着と向上

個々の学習状況に即した指導・支援体制を整備し基礎学力の定着と向上を図ります。又、早朝や放課後に加力学習を実施し学力向上に向けて取り組んでいきます。

② 学力検査等の分析・活用

全国学力・学習状況調査や学力を把握する調査等をもとに児童・生徒の学力・学習状況を把握し、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それらを活用し基礎学力の向上に努めます。

③ 読書活動の取り組み

学校図書室と町立図書館、公民館、が連携して地域住民や児童生徒の読書習慣を向上させ、学ぶあい、育ち合う関係作りを進めていきます。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

① 文化財の保護と活用

学校教育や生涯学習を通じて町民の貴重な財産である文化財に親しみ、次の世代に引き継ぐため、町史の編纂を進めます。埋蔵文化財の保護に努めるとともに、保護意識の醸成に努めます。

② 地域資源を活用したふるさと教育の推進

地域の学習資源や人材を活用し、ふるさとを学ぶことを教育活動に取り入れ子どもたちがふるさとに愛着と誇りを持ち地域の一員として、地域に貢献した地域を大切にしたりする心を育みふるさと教育を推進します。

③ 食育の推進

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるため、学校給食を通じた食に関する指導を教職員の共通理解のもと、組織的に推進するとともに、農業体験活動や公民館等で親子料理教室など家庭・地域が連携して進めます。

(3) 就学前教育と小学校・中学校の連携

① 就学前教育と学校教育の推進

就学前教育と小・中学校教育の確かな連携により、学びの連続性を図り、生涯学習の基礎となる主体的に学び思い、思い学ぶ心を育て、一人ひとりの子どもが将来に夢を持ち、その夢が実現できるようにキャリア教育の充実に努めます。

② 支援の必要な子どもの早期発見への取り組み

発達障害等により支援の必要な子どもたちが増加傾向にあります。このような症例は早期発見と的確な指導がその後の学力等大きな影響を与えるといわれているため、関係機関が相互に情報の共有を図ることで早期に支援体制が確立できるように進めます。

(4) 学校・家庭・地域の連携

① 地域に開かれた学校づくり

子どもたちの生きる力を育むためには学校・家庭・地域の連携が大切です。学校行事やふれあい参観日などに多くの保護者・地域の方々の参加が得られるよう内容を充実させたり、地域行事への積極的な参加や働きかけなどにより連携を深め、地域ぐるみで子どもを育てます。学校評価を活用し、開かれた学校づくりを進めます。

② 社会教育と連携した地域活動

公民館や図書館など社会教育施設では、町民の要望や社会的動向が的確に反映されるよう関係団体と連携し、施設機能の充実と諸活動の活性化を図ります。

よりよく生きようとする意欲や実践力を身につけてもらうため、子どもたちには学習や読書や体験学習の場を提供し、町民には学習の場と機会を提供し、相談、助言など支援活動を充実させ、学びあい、育ちあう関係づくりを進めます。

(5) 知・徳・体の連携のとれた児童・生徒の育成

① 人権教育の総合的な推進

人権問題に対する理解と認識を深め、人権問題の解決や全ての人々が人を大切にし、大切にされる「人権尊重のまちづくり」を目指した人権教育を進めます。

② いじめ・不登校対策の充実

いじめ・不登校、虐待など人権課題に対する取り組みを学校や関係団体とともに推進します。

③ 体育・スポーツの推進と健康教育の充実

健康の保持・増進と体力向上を図るため生活に根ざしたスポーツの推進に加え、競技力の向上を目指したスポーツ研修会等の開催により、住民の健康づくりの充実に取り組みます。

学校における体育・スポーツでは、基礎的な体力や運動能力を培い、生涯にわたって運動に親しみ、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を身につけさせます。

(6) 学校力・教職員力の向上

① 教職員の研究・研修事業の充実

各学校が学習指導要領に基づき、特色ある教育課程を編成し、実施できるように支援します。

教職員研修会の充実と各学習サークル活動の活性化を支援します。

② 地域に根ざした特色のある学校作りの推進

家庭・地域・関係団体が連携協力しながら、地域の人材や環境を利用して学習や体験活動など教育活動を積極的に進めます。

又、学校の人材や施設等の教育資源を活かし、地域住民を対象とした学習機会の提供などを通じて、学校と地域がともに支え合う、地域に根ざした学校作りを進めます。

(7) 安全で安心な学校づくりの推進

① 防災教育の充実

地震・津波に対する正しい理解と行動の徹底を図ります。

児童・生徒が安全に避難できるよう防災設備、用具の充実と避難経路・避難場所の整備を促進します。

② 危機管理体制の確立

緊急事態発生時に、児童・生徒たち教職員の生命や心身の安全を確保するため全教職員が危機管理について高い意識と正しい知識を共有し、具体的に行動できるように学校や地域の実情に即したマニュアル等を整備を推進する。

